

広島県告示第八百七十七号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定によって、令和八年二月二十七日に特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和八年八月二十日

広島県知事 横 田 美 香

所 在 地	特 定 農 業 用 た め 池 の 名 称
広島県神石郡神石高原町	俵原池（別表一のとおり）

別表一は、添付を省略し、広島県ホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局ため池・農地防災担当に備え置いて縦覧に供する。